様式第２号（第３条関係）

処 分 基 準 整 理 票

処　　分　　名	重要文化財の公開の許可の取消、公開の停止又は中止の命令	
根 拠 法 令 名	文化財保護法	(条項)　第５３条第４項
基 準 法 令 名		(条項)
所　管　部　署	教育委員会　文化財保護課	

【処分基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

重要文化財の公開の許可の条件に従わずに行われた公開で、当該公開が指定物件の保存に影響を与えると認められるとき。

参考

〔根拠法令〕

（所有者等以外の者による公開）

第５３条

４　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

※　処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。